

た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注2 硬膜外自家血注入に伴って行われた採血及び穿刺等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

J008 胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）

【注の見直し】

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。

J010 腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）

【注の見直し】

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。

J011 骨髄穿刺

【注の見直し】

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。

J012 腎嚢胞又は水腎症穿刺

【注の見直し】

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。

J017-2 リンパ管腫局所注入